

不当労働行為の審査等

1 概 況

令和2年中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は（元－2号）及び（2－1号）の2件で、前年から繰り越されたものが（元－2号）の1件、新規に申し立てられたものが（2－1号）の1件であった。

不当労働行為事件の推移

区分	項 目		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
係 属	前年からの繰越		4	3	4	0	1	
	新 規 申 立		3	4	0	2	1	
	計		7	7	4	2	2	
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全 部	0	0	0	0	0
			一 部	3	1	1	0	0
		棄 却		0	1	0	0	0
		却 下		0	0	0	0	0
	取 下 げ ・ 和 解	取 下		1	0	1	0	0
		無 関 与		0	0	0	0	0
		関 与		0	1	2	1	0
	計		4	3	4	1	0	
	終結事件の平均処理日数			3 6 5	3 3 0	3 6 0	8 3	—

(注)処理日数とは、申立てから終結までの日数をいう。

2 不当労働行為取扱事件一覧表

事件番号 (事件名)	申立人	被申立人	上部 団体	業 種	救済申立内容	労組法 7条 該当号	申立年月日 終結年月日	処理 日数	第1回調査年月日 (調査回数) 第1回審問年月日 (審問回数) 結審日	終結 事由	備 考
元(不) 2	遠州労働者 連帯ユニオン	株式会社 伊藤車輛	有	サービス業(自 動車整備業)	・ 不利益取扱い ・ 支配介入	1号 3号	元. 11. 8 —	—	元. 1. 7 (7) 2. 8. 24 (2) 2. 10. 30	—	
2(不) 1	Xユニオン	株式会社Y	有	製造業(食料品 製造業)	・ 不利益取扱い ・ 誠実団交 ・ 支配介入	1号 2号 3号	2. 6. 1 —	—	2. 7. 31 (3) — (—) —	—	

(注) 処理日数とは、申立から終結までの日数。

3 労働組合の資格審査

労働組合は、労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき等に、労働委員会に労働組合の資格審査の申請をしなければならない。このため、労働委員会では、申請のあった労働組合が、労働組合法第2条及び同第5条に規定された要件を備えているか否かを審査している（労働委員会規則第22条）。

年	申請区分	適合	取下・打切	不適合	継続中	年計
前年繰越分	不当労働行為	0件	0件	0件	1件	1件
2年新規分	不当労働行為	0件	0件	0件	1件	22件
	法人登記	2件	0件	0件	0件	
	委員推薦	19件	0件	0件	0件	
	労働者供給事業	0件	0件	0件	0件	
合計		21件	0件	0件	2件	23件